



生涯の勉強を考える

2月16日、市民会館で「公民館大会」が開かれ、市民活動に活躍される110名が「生涯の勉強」を熱心に考えました。学級・サークル・グループなど、実際の活動にたずさわる6人の人々からは、それぞれの立場での意見発表を聞き、みんなで「活動の原点」を探りました。

またした。しかし、連年のインフレで近年ますます超過負担は増高する実情にあります。このような状況の中で大阪府下の摂津市では、昭和四十八年八月、国を相手どって「保育所建設に要した超過負担」について訴訟を起こし、全国に波紋を投じました。摂津市の場合、人口急増に伴って昭和四十七年度までの五年間に、市立保育所を四か所建設しましたが、その建設費の総額八千七百六十五万円余りのうち、国からきた補助

超過負担の問題と地方財政法

金はずか二百五十万円です。このため同市は「本来二分の一補助で国の負担しなればならない残りの四千三百三十二万円余りを市がこぶつた。これは「国の負担金、補助金の額は、地方公共団体が仕事をするために必要かつ十分な金額を基礎として算定しなればならない」と規定している地方財政法十八条などの趣旨に反する」と訴訟費用三百万円の予算を市議

国が進んで経費を負担する必要があるものについては……全部または一部を負担する」と規定されています。また同法第十一条では「……経費の種目、算定基準および国と地方公共団体が負担すべき割り合いは、法律または政令で定めなければならない」とも規定しています。これに該当するものとしては、▽小・中学校、保育所建設費▽生活保護費▽予防接種費▽国民健康保険事務費▽農業委員会費……などがあげられます。また、国からの機関委任事務のなかで▽国会議員の選挙▽国勢調査などの指定統計▽外人登録▽国民年金▽農地事務……など「もつぱら国の利害に關係のある事務に要する経費については、地方公共団体の負担の義務を負わない」ことが、地方財政法第十条の四で明記されておりながら、以上をきたとおり、国の一方の算出基準で国库支出金が交付されるため、ここでも超過負担を余儀なくされています。

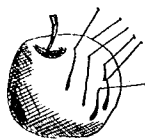
この超過負担が多ければ多いほど本来地方公共団体が住民に対して自由にサービスできる公共事務（固有事務）が犠牲となってくることになります。（次号で最終回です）



法律相談

今月は次の相談所が開かれます。申込みは市民課です。なお申込み多数の場合は、次の相談日に回つてもらうことがあります。

- とき：三月十一日（火）
- 午前十時から午後三時まで
- ところ：記念公会堂
- 担当者：弁護士



超過負担の現実 (5)

自治体は泣いている

お買物、ご用命は市内で

御婚礼着付・コールドパーマ

カバーマークの化粧品店

本店… 渡辺美容室

支店… 栄美容室

新津市本町3丁目ウラ TEL 2 0626

果実・贈答品

八百勘

TEL (3)1 3 6 1